

神功皇后伝説と八十嶋祭

工藤 浩

記・紀神話が律令祭儀と密接な関係にあることに異論はないものと思う。祭儀は、従来神話形成の基盤の存するものとして、神話形成論の中で扱われてきた。近年それが、記・紀神話の享受史の問題として捉え直されつつある。即ち、律令制下において記・紀神話には、律令祭儀の起源を示す新たな機能が加えられるとの視点^①である。

『古事記』中巻『日本書紀』巻第八・九に記載される所謂神功皇后伝説のプロットは、住吉神の託宣に従って展開されている。いっぽう、律令祭儀の八十嶋祭の祭神は『延喜式』によれば、第一に住吉神四座が掲げられている。住吉神という共通項を持つ両者の関係は、八十嶋祭の祭儀から、住吉神の神威譚としての神功皇后伝説が形成されたものと説かれてきた^②。これは勿論、記・紀と律令祭儀との関係を、神話の形成論の中で論じてきた研究の動向と呼応し

ている。当該伝説に対しても、記・紀神話研究の現状を視野に入れた再検討の必要があるように思われる。本稿では、神功皇后伝説と八十嶋祭との間に何らかの影響関係が認められるか否か、また関係があるとすればそれは、いついかなる形で生じたのかについて、住吉神の機能に注目しながら考えてみたい。

一

神功皇后伝説は、「水辺の母子神の信仰」を原型に^③、推古・皇極・齊明・持統の四女帝の事蹟を反映して形成されたものと説かれる^④。八十嶋祭の祭儀は、当該伝説の原型に存する原始的信仰と史実の反映とを結び付ける接点に位置づけられてきた^⑤。これをうけて、八十嶋祭を、河内王朝の即位儀礼から発展した祭儀と性格づける論も存する^⑥。これ

ら諸説の妥当性を考える手だてとして、先ず当該の伝説と祭儀とに対応関係が認められるかどうかを検討してみることにする。

神功皇后伝説の形成が八十嶋祭に基づくとされるのは、はじめにふれた住吉神の役割の共通性に加えて、伝説の筋書きが祭儀実施の次第と一致していることが根拠となっている。先ず、両者の対応関係を確認してみる。

『江家次第』によると、八十嶋祭は難波津において①⑩の手順で実施される。

- ①宮主作壇、「国司作之」、置祭物、②女官・内藏寮官人等以御衣案、立宮主前、③典侍車并出車等列立、宮主座東〔西面北上〕、件座東立平張、可敷神祇官并中宮・東宮・内藏等屬以下座敷、④神祇官彈御琴、⑤女官披御衣宮振之、⑥次中宮御料、⑦次齋宮御料、⑧宮主著膝突、〔西面〕捧御麻修禊、⑨禊了以祭物投海、⑩次歸京

人物と所作については②⑤において女官が着座の後「御衣宮」を振ることが神功皇后の神よせに、また④における神祇官の「彈御琴」が天皇・皇后・建内宿禰の行為に、それぞれ対応すると言われる。当該伝説を、神聖な御子ホムダワケの誕生譚として読むなら、⑤の「御衣宮」振動は伝説の香坂・忍熊王反乱における喪船の件を御子の儀礼的死

と再生（ミアレ）と捉える解釈に通じ、⑧の禊も角鹿遍歴と名替との対応が指摘される。更にこの視点を一歩進め、④の「彈御琴」を神おろし、⑤の「披御衣宮振之」を大八嶋霊を付着させるためのタマフリと対応させ、⑧の禊と併せて、伝説で「審神者」を務める建内宿禰の言動との共通点を強調する論もある。

ここで掲げた祭儀と伝説の対応箇所の指摘から、両者間の何らかの影響関係は想定できそうである。だが、これだけで八十嶋祭の祭儀がなければ神功皇后伝説は成り立たなかったと言いつけるほどの緊密な関係は認め得ないであろう。当該伝説が御子の誕生譚としての側面を有することは認められても、一つ一つの要素を儀礼と関連づけてゆく読みが果たして成り立ち得るかどうかは再検討の余地がある。 「審神者」としての建内宿禰の存在を重視した立論にとっては、現に神功攝政前紀に「一云」として記された建内宿禰の登場しない所伝が存することを看過すべきではないものと考えられる。

今挙げた問題点とは別に、祭儀から記・紀の神話・伝説へという方向での捉え方自体を問い直す必要があるように思われる。というのは律令祭儀の中にも、記・紀神話伝説の形成論の範疇で扱われるものと、享受史の問題とすべきものがあるからである。例えば鎮火祭は、記・紀の成立以

降に新たに発想された祭儀と考えられ、享受史の対象となろう。天石屋戸神話の発想の根底にある呪術的タマフリから発展し、天孫降臨神話の異伝ニギハヤヒ伝承を派生させるいっぽうで、律令祭儀として定着した鎮魂祭の場合は、神話の形成論と享受史の両面から論じなければならぬ。従来の神功皇后伝説の研究に対しては、次のような批判があるが、傾聴すべきであろう。

「祭式」や「儀礼」を神話・伝説の基盤と見る立場を強調されるあまりに、完成された祭式と伝説とをどちらも静止的に捉える傾向が強く、それぞれの発展過程や、伝説の祭式化、祭式の伝説化のプロセスが、十分に把握されていないと考えるのである。

当該伝説をはじめとする記・紀の記事への八十嶋祭の反映の有無と、八十嶋祭の成立と本義をそれぞれ確認の上、両者の接点を考えるという手続をふむことにする。

二

記・紀の神功皇后伝説に八十嶋祭の影響を認め得るかどうかが、前節で列挙した対応箇所の表現を逐次検討してゆく。住吉神は、『古事記』『日本書紀』本文の所伝ではそれぞれ二度神託を下しているが、神功皇后即位前紀一云ではそれが一度である。初回の神託による仲哀天皇の崩御は、記で

は神託として帰神の途中に訪れるのに対し、紀一云では帰神の直後とされ、紀本文では征討の対象を熊襲から新羅へ変えることを勧める神託を退け、熊襲征討を強行・失敗の末の病のためとなっている。崩御の時期にはこのような異同があるものの、原因を神託を信じなかつた結果とする点で記・紀の三つの所伝は一致している。いずれの場合も、神意を正しく聞いて理解する能力に欠ける仲哀天皇は天皇たる資質を持たないこと、それを備えた神功皇后の胎中にあるホムダワケノミコが皇位継承者たるべきことを示す文脈と理解される。同様に、誕生直後のホムダワケを襲つた香坂・忍熊王反乱と平定後の角鹿遍歴も、御子が試練と名替を経て天皇としての適性を備えてゆく過程を説いたものと見るべきであろう。その意味において、ミアレ、死と再生、禊という御子の通過儀礼としての捉え方は可能であろうが、八十嶋祭に直結させるべきではないと思われる。

細部にあたる人物やその言動を見ると、皇后が神託を受ける際、「御衣篋」乃至衣を振るなどして神寄せを行う記述はいずれの所伝にも見られない。神託の初回では天皇(記)皇后(紀一云)、二回目では武内宿禰(紀本文)が琴を弾いている。雄略紀十年条に、秦酒君が琴を弾いて歌い天皇の怒りを鎮める記事があるように、この所作は神おろしや鎮魂のそれとしては一般的で、必ずしも八十嶋祭に

おけるものと限定することはできないだろう。

神功皇后伝説以外にも八十嶋祭の反映が指摘される記・紀の記事として、次の仁徳記歌謡がある。

おしてるや 難波の崎よ 出で立ちて 我が国見れば

淡嶋 自凝嶋 檳榔の嶋も見ゆ 放つ嶋見ゆ

この歌は、国生み神話と関連づけた解釈がなされており、原八十嶋祭歌謡と見る論もある。八十嶋祭を河内王朝の即位儀礼に始まる祭儀と性格づけ、それを神話化したものが国生み神話であるとの立場から、五世紀以前から九世紀末以降に至るまで八十嶋祭が段階をふんで発展してゆく過程を考察する論もある。だが、国生み神話や仁徳記歌謡の場合も、神功皇后伝説と同様八十嶋祭との関係は明示されてはいない。

記・紀には、律令祭儀としての八十嶋祭について明言した記述は少なくとも見られず、八十嶋祭の起源を示す意図は見出せないことが確認された。八十嶋祭の形成過程と本義は、記・紀以後の文献によって検討されるべき問題ということになる。

三

ところが八十嶋祭は、他の律令祭儀とは異なり成立時期、本来の祭神はもとよりその本義さえ定説を見ない状況にあ

る。実施が確実なのは、『文徳天皇実録』嘉祥三年の文徳天皇即位の際が最初である。『日本三代実録』に拠ると、続く清和・陽成の二代を置いて仁和元年の光孝天皇即位時に実施の後、更に宇多天皇を置き醍醐天皇の即位以降に定例化される。以上のことから、律令制度下では天皇の即位儀礼の一環として執行されることは概ね認めてよいと思われる。

八十嶋祭の本義は、大嘗祭の禊祓に存するか、国土生成を確認し大八洲霊を玉体に附着させることと捉えるかの二通りの説がある。前者禊祓説を採る場合の多くは、住吉神を本来の祭神と考え、後者大八洲霊附着説に立つ場合は生玉・足玉神を重視する傾向がある。禊祓説の論拠には、以下の四点が挙げられる。

- 一、前掲『江家次第』⑧に「修禊」とあること、
 - 二、『延喜式』東宮八十嶋祭条に「金銀人像各卅枚」が供物として書かれること、
 - 三、難波の海浜において海に向かい行う祭儀であること、
 - 四、住吉神は記・紀ではイザナキの禊で生成すること、
- また、

五、六国史に最初に記される嘉祥三年の八十嶋祭が大嘗祭に先立つて実施される点、

も重視すべきとの指摘がある。大八洲霊附着説の論者は、

二に対し『延喜式』の記事に書かれた八十嶋祭における供物は、住吉系の神々に対するものより、天皇・中宮・東宮からの八十嶋神に対するものが質量ともに多いこと、五には嘉祥三年の仁明天皇の諒闇中という特殊事情を反論として挙げ¹⁷⁾る。更に一について、前掲『江家次第』の記事から祭儀の中心は⑧の宮主による「捧御麻修禊^{マシ}」ではなく、⑤の女官による「披御衣筥振^{マシ}」という鎮魂^{たまひ}にあると考えられ、そこで用いる「御衣筥」は内藏寮から受領して祭儀に使用の後廃棄せずに帰京後返却されていることがある¹⁸⁾。たしかに律令制度下の八十嶋祭の次第の中心は鎮魂^{たまひ}にあり、それによつて大八洲霊の発動と玉体への付着が図られていると考えられる。だが、それを祭儀本来の目的であると判断することはできない。禊祓的性格を否定してしまふと、住吉神が八十嶋祭の祭神に加えられる理由を別に説明する必要が生じてくる。

前節で八十嶋祭の発生を、新帝が国生みで生成した島々を国見する河内王朝の即位儀礼に置く説にふれた。ところが『江家次第』『延喜式』の記述からは、国生み神話に対する意識は読み取ることができない。「祈年祭祀詞」には「生魂、足魂」「生嶋能御巫」「生國、足國」「皇神能敷坐嶋能八十嶋」等の語句がある。キ・ミ二神が生んだとされる国土を国見し、秋の爽りを予祝する儀礼が考えられるとす

れば、それは八十嶋祭ではなく祈年祭に通じるものであるう。

次に、八十嶋祭の成立時期を考えてみたい。『古語拾遺』では、神武条に即位儀、大嘗祭の起源記事が記され、文末の「所遺九」に鎮魂の儀が同様に神武朝に始められたことが示されている。『古語拾遺』には、律令時代の幕開けを神武朝に置く独自の歴史観に基づき、律令祭儀の中でもとりわけ天皇の即位に関わる儀礼の起源の記述に熱心な姿勢が窺われる¹⁹⁾。神武条に、高皇産霊以下の神々を祭る御巫が列挙された中に、

生嶋。(是、大八洲霊。今生嶋巫所奉齋也。)

との記述はあるが、これを即位儀礼としての八十嶋祭の祭神と定義づけてはいない。²⁰⁾『古語拾遺』に明言されていないのは、八十嶋祭が九世紀初頭にはまだ実施されていなかったためと判断される。従つて問題の時期は、嘉祥三年と考えるのが自然であろう。

四

八十嶋祭は、嘉祥三年に創祀された天皇の即位儀礼であり、目的は鎮魂^{たまひ}による大八洲霊の玉体付着と禊の二面で捉えられることを確認してきた。そう考えた場合、九世紀半ばに新たな天皇即位儀礼が作られなければならない理由と、

この時期以降に住吉大社の関係者により編まれた『住吉大社神代記』に八十嶋祭への言及がないことの二点^②が問題となる。

まず、嘉祥三年前後の時代背景を次の表によって見ておきたい。

54代 仁明	承和 ^二 (八四三)	日本紀講(第三回)
55代 文徳	嘉祥 ^三 (八五〇)	四月即位 九月八十嶋祭
	仁壽元(八五一)	十一月大嘗祭
56代 清和	天案 ^二 (八五八)	十一月即位 大嘗祭
57代 陽成	元慶元(八七七)	正月即位 十一月大嘗祭
	元慶 ^二 (八七八)	日本紀講(第四回)
	元慶 ^三 (八七九)	津守公守神主解任
58代 光孝	元慶 ^八 (八八四)	二月即位 十一月大嘗祭
	仁和元(八八五)	四月八十嶋祭
59代 宇多	仁和 ^三 (八八七)	十一月即位
	仁和 ^四 (八八八)	十一月大嘗祭
	寬平 ^九 (八九七)	七月即位 十一月大嘗祭
60代 醍醐	昌泰元(八九八)	六月八十嶋祭
	延喜 ^四 (九〇四)	日本紀講(第五回)
	延喜 ^七 (九〇七)	延喜格撰進
	延喜 ^三 (九二一)	延喜交替式撰進
61代 朱雀	延長 ^八 (九三〇)	十一月即位
	承平 ^二 (九三二)	十一月大嘗祭
	承平 ^三 (九三三)	六月八十嶋祭
	承平 ^六 (九三六)	日本紀講(第六回)

八十嶋祭は、文徳天皇即位時の嘉祥三年に実施の後、続く清和・陽成の二代には行われず、光孝天皇代に実施、次の宇多天皇一代において醍醐天皇以降に定例化し二条天皇の代まで行われている。定着以前の、二度・三代に互る途絶の原因は『類聚三代格』に記事のある元慶三年に起きた住吉大社の神宝紛失による神主解任の不祥事にあると考えられる。にも拘らず、その五年後に即位した光孝天皇の代には再び実施されている。その理由を考える上で注目されるのが、次に掲げる先帝陽成天皇からの讓位理由の記事である。

御病時々發^已有天、万機滯^已久成奴。

(『日本三代實錄』元慶八年二月)

この記事が史実であったのか、或いは『愚管抄』に書かれるように天皇の乱行を憂えた元経による廃帝の表向きの理由とされたのかは定かではないが、正史は前者の立場をとっていることが重要と思われる。文徳天皇の即位が仁明天皇の諒闇中であつたことは述べたが、この場合も『續日本後紀』嘉祥三年正月に「聖躬不豫」の記事がある。対策として、

勅鎮^三國家、攘^三疫癘、佛力頼^レ之。宜^レ令^レ五畿内七道諸國^一修^中灌頂經法^上。

の如く、仏教的手段が講じられたが、二月に再び「聖躬不

豫」に陥り、三月廿一日遂に仁明天皇は崩御に至ってしまった。六国史に記載される八十嶋祭の最初の二回は、いずれも先帝の病による文徳・光孝天皇の即位に際して実施された点は注目すべきだろう。

この時代の特徴として、もう一つ目に付くのが仁明・陽成・醍醐・朱雀の治世に日本紀講が八十嶋祭の実施とあい前後して行われている点である。日本紀講は弘仁三年度に始まり七回実施されるが、その第三く六回がこの時期と重なる。日本紀講で講じられた内容は、現存する甲く丁の

『日本紀私記』から窺い知ることができる。四本のうち、甲本は弘仁三く四年度の第二回、丁本は承平六く天慶六年度の第六回の記録であることが判明しているが、乙・丙の二本が何回目のものかは未詳とされる。甲・乙二本は、神代にあたる『日本書紀』巻第一・二の部分についてのものであるが、丙・丁は講義が巻第三以降の人代記事にも及んでいることがわかる。とりわけ丙本は、『日本書紀』巻第八の「如此言而不信者〔古止加久乃玉天宇介太末波須波〕」「有胎〔波良美〕」「無火殞斂〔保乃火安加利〕」、巻第九の「於日向國橋小門之水底〔美奈波毛呂加倍尔未須宇波豆乃尾奈加留々乃乎曾古豆乃加美〕」「水葉稚之〔美奈波毛呂加也乃〕」「表筒男〔宇波豆々乎〕」等を列挙しており、講義の内容が『日本書紀』巻第八く九所載の神功皇后伝説に及

んでいることが注目される。『日本紀私記』の記事は、扱った項目を羅列して右に訓を付したものに過ぎないが、講義の内容は語句の訓と表面上の注釈に止まるものとは到底考えられず、『日本書紀』の文脈に沿った解釈がなされたものと見られる。仲哀天皇の崩御は、『古事記』では神罰として初回の託宣の最中突然訪れるが、『日本書紀』の場合新羅征討を勧める託宣に従わず熊襲征討を強行、失敗の末の病死とされる。神罰の色彩は『日本書紀』ではやや弱められてはいるものの、巻第九冒頭部分に、

時皇后傷_レ天皇不_レ從_二教_一而早崩_上、以爲、知_三所_レ崇之_二神_一、欲_レ求_二財寶國_一。

の一文があることから、完全に打ち消されてはいないことがわかる。第四く六回の日本紀講の終了時には「日本紀竟宴和歌」が詠まれており、講義で扱われた内容の推定が可能である。これを見ると、元慶の第四回には仁徳天皇歌一首、延喜の第五回は氣長足姫天皇一首、ほむたの天皇三首、承平く天慶の第六回にもほむたの天皇三首の如く、仲哀・應神・仁徳の三代に関する歌が記されている。九く十世紀の日本紀講を通して、神功皇后伝説に対する社会的関心が高められる状況が作られた可能性は充分推定できるだろう。

五

このような時代背景を念頭に置いた場合、九世紀半以降に八十嶋祭実施の記事が六国史に初めて記される現象はどう捉え直されるであろうか。仏教的加持祈禱の甲斐なく、嘉祥三年三月病に薨じた仁明天皇の崩御を、仲哀紀の記事と結び付けて住吉神の祟りと解する動きが現れのではないだろうか。諒闇中に初めて八十嶋祭が執行されたのは、先帝崩御の汚れを除く禊であると同時に、即位した文徳天皇の玉體平安と治世無事を祈ることを目的としていたものと推定される。住吉神は、イザナキの禊で生成し、仲哀天皇を崩御に至らしめた祟り神であるが、同時に御子ホムダワケの胎中天皇としての新羅征討と即位の無事を加護した神という側面も有している。八十嶋祭の場に難波の海浜が選ばれたのは、即位する文徳天皇への加護を住吉神に求めて祈る祭儀として発生したためであろう。

続く清和・陽成二代の天皇の即位は、先帝の病という要因ぬきに行われ、八十嶋祭も実施されてはいない。陽成朝は、出羽の俘囚の反乱に加え、元慶三年の住吉大社の神宝紛失が発覚、神主であった津守公守が解任される事件が起きるなど多難な時代であったと見られる。更に陽成天皇自身も、御病によって光孝天皇に譲位するという事態が発生

する。住吉大社の不祥事のわずか六年後の、仁和元年に二度目の八十嶋祭が行なわれた背景には、元慶二年に第四回の日本紀講が大きく関わっているであろう。即ち、仲哀紀の住吉神の祟りの記事が再び脚光を浴び、治世の様々な不祥事の原因を陽成天皇即位の際に八十嶋祭を実施しなかつたためとする解釈がなされたと考えられるのではないだろうか。二度目の八十嶋祭の目的も、住吉神の祟りを鎮めることが第一義であったと考えられる。

八十嶋祭は、次の宇多天皇を置いて醍醐天皇以降に即位儀礼としての定着を見る。ここにも、第五回の日本紀講（延喜四年）の関与が想定される。この度の竟宴和歌に次のような一首があり、講義で神功皇后の新羅征討が扱われたことがわかる。

神功新羅得氣長足姪天皇

参議大藏卿正四位下平朝臣惟範

日月乃行久星 躑波可者留止毛新羅乃国波加知波可和
可之（上四七八〇行）

加えて、第五回の日本紀講の博士が矢田部公望であったことが大きな意味を持つと考えられる。矢田部氏は伊香色雄を祖とする物部氏の同族で、公望は『先代舊事本紀』の編纂への関与が取り沙汰される人物である。²²八十嶋祭の祭儀の中心である⑤「女官披御衣筥振之」（『江家次第』）の

所作は、物部氏と所縁の深い鎮魂祭との類似が指摘され、その意味については『日本後紀』延暦二十四年二月条に記事のある石上神宮の武器搬出事件を引き合にした説明がなされる。この事件は、「玉體不豫」の原因を探ったところ、巫女の託宣により石上神宮の祟りであることが判明し、武器を戻すとともに、神宮において次のような祭祀が行われる。

立三_レ幄於神宮。御飯盛銀筥。副御衣一襲。並納御舉差典闡千繼充使。召彼女巫。令鎮御魂。女巫通宵忿怒。託語如前。遲明乃和解。有勅。准御年數。屈宿德僧六十九人。令讀經於石上神宮。

岡田氏は「御飯盛銀筥」に副えられる「御衣一襲」を、天皇の遊離魂を招くため玉體に見立てて振るものと解し、八十嶋祭における「御衣宮」も同様に大八洲霊を付着させるための玉體の象徴と考える。だが、延暦二十四年の祭祀は宮中ではなく石上神宮で行われており、鎮魂の対象は天皇霊ではなく祟りを為す石上の神と捉えるべきではないだろうか。従って「御衣一襲」「御飯盛銀筥」は、それぞれ祟り神の依り代とそれを饗応するためのミテグラと考えられるであろう。八十嶋祭の場には、わざわざ宮中を離れた難波の海浜が選ばれている。述べたように八十嶋祭本来の目的を住吉神の祟りを鎮めることと捉えるなら、『日本後紀』

の記事の場合と同様に、⑤の「御衣宮」には住吉神の依り代、⑥「中宮御料」⑦「齋宮御料」には住吉神饗応に捧げられるミテグラの性格を、それぞれ見て取ることができるだろう。八十嶋祭に石上神宮の鎮魂の手法が取り入れられたことは、公望の存在を介して理解されるのではないかと。公望によって住吉大社の関係者にもたらされたのは、祭儀の具体的手法だけではなく、物部一族が約一世紀前に経験した石上神宮の不祥事に対処した知識を踏まえた、住吉大社存亡の危機を回避する方法と考えられるであろう。

もう一つ、日本紀講によって八十嶋祭の性質が変化を来したことが想定できる。国生み神話の解釈を通して、八十嶋祭は禊の性格を弱め、大八洲霊の付着という新帝の即位儀礼に相応しい目的を帯びることになったのではないかということである。かくして『延喜式』には、八十嶋祭の祭神の筆頭に「住吉神四座」が記されることになったのである。八十嶋祭の本義がいまひとつ明瞭でないのも、祭儀としての定着までにこのような紆余曲折を経たためと見られるのである。

六

それでは、『住吉大社神代記』に八十嶋祭への言及がない理由はどのように考えられるであろうか。八十嶋祭が始

められた時期を嘉祥三年に置き、『住吉大社神代記』の成立を同書巻頭に記された「天平三年七月五日」に引き上げて合理化する説がある。⁽²⁵⁾ところが『住吉大社神代記』編纂の直接の動機は、前節でふれた元慶三年の不祥事とするのが通説である。同書の本文中には「大明神」「和歌」の語や漢風諷号に加えて「延暦八年八月二十七日」の日付が記載されており、上代特殊仮名遣いも失われているという問題点を、⁽²⁶⁾全て後世の加筆と言いつけることはできないだろう。『住吉大社神代記』の編纂者は住吉神主を世襲する津守氏の人物と考えられ、その本文の大部分は『日本書紀』仲哀天皇・神功皇后条からの引用で占められている。八十嶋祭が述べたような経緯で成立したのであれば、同書の成立時期が九世紀半ば以前に溯り得ない以上は、八十嶋祭の起源が記されて然るべきであろう。

そこで『住吉大社神代記』の主張が如実に表れるであろう独自記事の内容を検討し、同書が八十嶋祭にふれない理由を考えてみたい。

A 於是皇后與大神有密事（俗曰夫婦之密事通）

（一八〇行）

B 一云。田裳見足尼取石。搓御裳。挿御裳腰。折日。産吾廣國美土賜。爰脱石落。因耶波多佐波奈良波佐志止白。強挾挿支。仍八幡止皇子白。随折賜止。譽田

天皇止申。故改名手搓宿禰止詔賜。（二四〇～二四一行）

C 住吉三神の攝津國鎮座に際し、手搓足尼は神の求めに応じて自らの居住地を進んで提供し、見返りに住吉神の奉祭権を神功皇后から引き継いだ。大神は、足尼の子孫に過罪があればこれを許し、神自身が替って罪を受けることを宣言した。（三〇八～三二七一行、この記事のみ紙幅の都合で梗概を記した。）

Aの記事では、ホムダワケは皇后と住吉神との密通による御子とされているが、これをあなたがち荒唐無稽な内容とは言えない。『日本書紀』には、住吉神の託宣に、

唯今皇后始之有胎。（仲哀天皇八年九月）

唯今皇后懷妊之子、蓋有獲歟。（仲哀天皇九年十二月一云）

の如く、巫女としての皇后が神がかりの状態で神の子を宿すタマヨリビメ伝承を示唆する表現が見られるからである。B・Cは、津守氏の祖タモミノスクネの業績を示す記事である。Bには皇后の鎮懐石装着を助けた事が記されており、⁽²⁷⁾タモミノスクネの名の由来伝承となっている。Cでは、タモミノスクネの奉仕の対象が住吉神となっている。

A～Cの記事から窺い知ることのできる『住吉大社神代記』の主張は、端的に言えばタモミノスクネを祖に持つ津

守氏による住吉神祭祀の正統性にあると見られる。八十嶋祭が住吉神を祭神とする祭儀である限り、当然そこには津守氏が参画すべきことを『住吉大社神代記』は間接的に訴えていることにはなろう。

『住吉大社神代記』が敢えて八十嶋祭への明言を避けた理由の一つには、八十嶋祭自体が定例化して間もなく祭儀としての安定性を欠き、そこに従事する津守氏や住吉大社は元慶三年の不祥事以来まだ日も浅いという編纂時の時代背景が外的要因として挙げられよう。だが、それよりも編者が律令祭儀に対してはさほど関心を払ってはいないことに注目すべきであろう。『住吉大社神代記』の記事のありかたは、住吉神の天皇家に対する功績、鎮座地と社領、津守氏奉仕の由来のように、過去から現在に至る経過の確認に終始している。これは勿論、神社の危機を回避するという動機に合致しているが、編者の意識は住吉神や津守氏の律令祭儀への関与という、現在から未来に向けての問題にまでは及んではないのであろう。

七

八十嶋祭は、従来説のあったように神功皇后伝説の形成に関与したのではなく、日本紀講を契機として主に『日本書紀』の神功皇后伝説が享受される過程で生じた祭儀と見

るべきことを論じてきた。嘉祥三年最初に行われた八十嶋祭の目的は、住吉神を饗応してその祟りを鎮めると同時に新帝の禊にあつたと考えられる。その後八十嶋祭は、更に日本紀講を通して記・紀の国生み神話とも関連づけられることで、大八洲霊を新帝に付着させるという新たな意義をも帯びるようになり、即位儀礼としての整備・定着をみたのである。このように考えることで、八十嶋祭が住吉神を祭神として、わざわざ都から離れた難波の海浜に向いて執り行われることの積極的意味あいも、容易に理解されるのではないだろうか。

注

- (1) 神野志隆光氏「古語拾遺」の評価」『國文学』三九一六
- (2) 塚口義信氏「神功皇后伝説の研究」など
- (3) 石田英一郎氏「桃太郎の母」、三品彰英氏「増補日鮮神話伝説の研究」
- (4) 直木孝次郎氏「神功皇后伝説の成立」『日本古代の氏族と天皇』所収
- (5) 阪下圭八氏「神功皇后伝説の形成—八十嶋祭との関連において—」『文学』三七—四
- (6) 岡田精司氏「即位儀礼としての八十嶋祭」『古代王権の祭祀と神話』所収

- (7) 久富木原玲氏「神功、応神神話と八十島祭―武内宿禰の造型を通して―」(『日本文学』四〇―一―二)
- (8) 大橋信哉氏「日本古代国家の成立と息長氏」三二頁
- (9) 青木周平氏「(国見)と(国生み)」(『古事記研究―歌と神話の文学的表現―』所収)、森朝男氏「天つ神志向と国つ神志向」(『古代和歌の成立』所収)
- (10) 本田義憲氏「原八十島祭歌謡をめぐる覚書」(『万葉』六九)
- (11) 注(6) 前掲論文
- (12) 栗田寛「神祇志料」、山根徳太郎氏「みそぎ」(京大読史会編『國史論集』所収)、田中卓氏「八十嶋祭の研究」(『神社と祭祀』所収)、瀧川政次郎氏「八十嶋と陰陽道」(『國學院雜誌』六七―一、二、三)。なお、角方正「八十嶋祭考証」は主祭神を瀬織つひめ以下の祓戸四神とする。
- (13) 宮地直一氏「国魂神の信仰」(『神祇と國史』所収)、梅田義彦氏「大嘗祭と八十嶋祭」(『神道思想の研究』所収)、岡田氏注(6) 前掲書
- (14) 注(12) 栗田前掲書
- (15) 注(12) 田中氏前掲論文
- (16) 注(13) 梅田氏前掲論文
- (17) 注(6) 前掲論文
- (18) 注(6) 前掲論文
- (19) 拙稿「天富命―古語拾遺」の忌部氏系譜と祭儀―」(戸谷高明氏編『古代文学の思想と表現』所収)

- (20) 西宮一民氏「古語拾遺」(岩波文庫) 八八頁補注では、八十嶋祭との関係が指摘される。
- (21) 注(6) 前掲論文
- (22) 鎌田純一氏「先代舊事本紀の研究」研究の部
- (23) 注(6) 前掲書二〇七頁。なお、西郷信綱氏は「江家次第」ではこの所作が鎮魂祭では「振動」とあるのに対して、八十嶋祭の場合「振」とのみ書かれる違いに注目し、祭儀の次第からも「禊祓の模擬行為」と解すべきことを述べている(『古代の声』二〇五―二〇八頁)。
- (24) 岡田精司氏「古代祭祀の史的研究」一八九頁
- (25) 田中卓氏「住吉大社神代記の研究」
- (26) 武田祐吉氏「住吉大社神代記について」(『武田祐吉著作集』第一巻所収)
- (27) 拙稿「古事記の住吉神」(古事記学会編『古事記の神々』所収)
- (28) 「住吉大社神代記」四三―四三五行には相嘗祭についての独自記事があるが、津守氏や住吉神の関与を主張する内容ではない。

※ 文中における各文献の引用は、以下のものに拠った。「古事記」『日本書紀』―日本古典文学大系、『古語拾遺』―岩波文庫、『日本後紀』『續日本後紀』『日本三代實録』―新訂増補國史大系、『住吉大社神代記』―田中卓氏『住吉大社神代記の研究』、日本紀竟宴和歌―西崎亨氏『本妙日本紀竟宴和歌本文・索引・研究』

※ 本稿は、平成十一年度上代文学会一月例会（平成十二年一月八日 於東京女子大学）における口頭発表の内容に基づくものである。席上貴重な意見を賜った各位に深謝申し上げる。